

## 協議対象となる整備区分

## (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

事業種別	整備区分
障がい福祉サービス事業所 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・療養介護 障がい者支援施設	創設 ・新たな施設の整備 老朽民間社会福祉施設整備 ・老朽化が著しい(老朽度調査で一定基準に該当)入所施設の改築 大規模修繕 ・既存施設の経年劣化による施設内や外壁・屋上等、消防用設備等付帯設備の改修 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設は総事業費 1,000 万円以上</li> <li>・障がい福祉サービス事業所等は総事業費 500 万円以上</li> <li>ただし、バリアフリー化等については 30 万円以上 500 万円以内</li> </ul> ) ※障がい福祉サービス事業所等は賃貸物件も対象 ・感染症対策のための入所施設等の多床室の個室化改修 ・安全性に問題のあるブロック塀等の改修 ・災害による停電に備えた非常用自家発電設備の整備 ・断水時の飲料水・生活水の確保に備えた給水設備の整備 耐震化整備 ・倒壊等の危険性のある施設等の改築や補強等 増築 ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備 スプリンクラー設備等整備 ・既存施設における消防法令に基づく整備 避難スペース整備 ・災害時に、30 人程度の障がいのある人等が長期的に避難生活できる避難スペースの整備
共同生活援助事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 居宅介護事業所 相談支援事業所	創設 増築 大規模修繕 ・共同生活援助事業所は総事業費 30 万円以上 1,000 万円以内 ・短期入所事業所は総事業費 30 万円以上 600 万円以内 ※共同生活援助事業所、短期入所事業所は賃貸物件も対象 避難スペース整備 ※ 居宅介護事業所、相談支援事業所は対象外

※ これは国庫補助制度における対象となる整備区分であり、福岡県では別添1に基づく整備を協議対象とする。

※ これは令6年度の国庫補助制度において対象となる整備区分であり、令和7年度の国庫補助制度において変更される場合がある。

(2)次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

事業種別	整備区分
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	創設 ・新たな施設の整備 老朽民間社会福祉施設整備 ・老朽化が著しい(老朽度調査で一定基準に該当)入所施設の改築 大規模修繕 ・既存施設の経年劣化による施設内や外壁・屋上等、消防用設備等付帯設備の改修 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設は総事業費 1,000 万円以上</li> <li>・入所施設以外の施設は総事業費 500 万円以上</li> </ul> ただし、バリアフリー化等については 30 万円以上 500 万円以内           ) ・感染症対策のための入所施設等の多床室の個室化改修 ・安全性に問題のあるブロック塀等の改修 ・災害による停電に備えた非常用自家発電設備の整備 ・断水時の飲料水・生活用水の確保に備えた給水設備の整備 耐震化整備 ・倒壊等の危険性のある施設等の改築や補強等 増築 ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備 スプリンクラー設備等整備 ・既存施設における消防法令に基づく整備 避難スペース整備 ・災害時に、30 人程度の障がい児等が長期的に避難生活できる避難スペースの整備
居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障がい児相談支援事業所	創設 増築 大規模修繕 避難スペース整備

※ これは国庫補助制度における対象となる整備区分であり、**福岡県では別添1に基づく整備を協議対象**とする。

※ これは令6年度の国庫補助制度において対象となる整備区分であり、令和7年度の国庫補助制度において変更される場合がある。